

⚠ ご注意いただきたいこと

■引受条件に関する事項

●共済期間

1年となります。なお、原則、すべての契約で自動継続[※]となります。
※ご契約者から非継続のお申し出があった場合や、継続することが適当でないと組合が認めた場合を除きます。

●被共済者の範囲

この共済の被共済者は次の方となります。

- ①記名被共済者
- ②記名被共済者の使用人、従業員、手伝い人等の記名被共済者の農業に従事中の者
- ③①または②に該当する者が未成年者または責任無能力者である場合は、その者の親権者、他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって未成年者または責任無能力者を監督する者。ただし、未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。
- (注)生産物回収費用保障条項(生産物条項、残留農薬条項)の被共済者の範囲については、①、②に限ります。

●記名被共済者の引受の範囲

農地を所有し、もしくは管理している個人または団体(以下の①～⑧)に限ります。

<団体の範囲>

- ① 農事組合法人 ② 農地所有適格法人 ③ 認定農業者(法人)
- ④ 特定農業法人 ⑤ JA組合員(法人) ⑥ 集落営農組織(法人)
- ⑦ 特定農業団体 ⑧ 集落営農組織(非法人)^{*}

^{*}⑧集落営農組織(非法人)とは、特定農業団体に準じた次の要件を満たす非法人の集落営農組織が該当します。

- ア. 代表者等を定めた定款または規約を有していること
- イ. 一元的な経理を行っていること
- ウ. 農業経営を営む法人による計画を有していること

■共済金をお支払いできない主な場合

次の損害などに対しては共済金をお支払いできません。なお、免責事由などの詳細は「農業者賠償責任共済約款」の「共済金を支払わない場合」の項目などに記載しておりますので、ご確認ください。

●施設賠償責任条項

- ・自動車^{※1}または航空機^{※2}の所有、使用または管理によって生じた損害
- ※1 農耕作業用小型特殊自動車や搭乗装置のない自動車を除きます。
- ※2 無人ヘリコプターを含み、無人ヘリコプター以外の無人航空機を除きます。
- ・農耕作業用小型特殊自動車の公道等の走行中、農業を行う通常の

ご契約は、組合と全国共済農業協同組合連合会が共同でお受けいたします。将来、万一組合の経営が困難になった場合は、他の組合と全国共済農業協同組合連合会が共同して、または全国共済農業協同組合連合会が単独でご契約をお受けすることにより、保障を継続いたします。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

げんきなカラダプロジェクト・あんしんくらしプロジェクト



みんなで一緒に健康をつくる「げんきなカラダプロジェクト」。
いえ、くるま、農業といった大切なものを支える「あんしんくらしプロジェクト」。
この2つのプロジェクトで、みなさまの豊かな生活づくりをサポートしていきます。
専用ホームページでは、健康増進や防災・減災等のサービスのご紹介、各種イベントのご案内、お役立ち情報を掲載しています。ぜひご覧ください!

<https://service.ja-kyosai.or.jp>



JA共済の健康・介護ほっとライン

無料

利用時間
24時間・365日

看護師・介護支援専門員(ケアマネジャー)・医師(精神科・心療内科を除く)・栄養士による電話相談サービス

※医師・栄養士による相談は予約になる場合もあります。

0120-481-536

シアワセイチバン コンサルタント

- ご相談の内容、性質等により回答できない場合があります。ご了承ください。
- 共済に関するご相談については、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

JA共済相談受付センター (JA共済連 全国本部)

電話番号 : 0120-536-093

受付時間 : 9:00～18:00 (月～金曜日) 9:00～17:00 (土曜日)

※日曜日、祝日および12月29日～1月3日を除きます。

※メンテナンス等により予告なく変更する場合があります。

※電話番号は、おかげ間違ひのないようご注意ください。

JA共済ホームページアドレス <https://www.ja-kyosai.or.jp>

年 月 日

ご契約に関するご相談についてはお近くのJAまで

お問い合わせは

23481050023



農業者賠償責任共済

農業において発生するさまざまな賠償リスクを幅広く保障

安心の根を、
どこまでも広げよう。



農業者賠償責任共済『ファーマスト』3つのポイント



1 農業に関する幅広い
賠償責任をカバーします。

2 農地面積と支払限度額に基づく、
分かりやすい共済掛金設定です。

3 自動継続のため、
継続手続き不要です。

「生産」から「出荷・販売後」までに想定される農業者に関する幅広い賠償リスクを保障します。

1 施設賠償

農地や農業施設の不備による賠償責任を保障。

観光農園ではしごに不備があり
お客様がケガをした

直売所で害獣駆除犬が暴れ
お客様の車にキズをつけた

誤って排水路を埋めつぶして
他の農業者の作物が収穫不能になった

農作業上の過失による賠償責任を保障。

草刈り作業中に草刈機で小石がはねて
他人の車にキズをつけた

散布した農薬が飛散して
他の農業者の作物が出荷不能になった

ほ場内で小型トラクターの操作を誤り
隣家の堀に衝突して破損させた



2 生産物賠償

生産物によって生じた賠償責任を保障。

直売所や観光農園で
販売したジャムが原因で
お客様が食中毒を起こした



直売所で販売した加工品に
異物が混入していたため
お客様が口の中にケガをした

3 保管物賠償

他人から預かった物に対する賠償責任を保障。

他人から預かったアルミ棚板を何者かに盗難された

預かっていた手押し式の耕運機を納屋で保管時に火災で焼失した

農作業中に操作方法を誤って他人から借用した草刈機を損壊させた



4 生産物回収費用

生産物賠償等に伴いかかった回収費用を保障。

加工・販売したジャムに金属片が混入したことにより
お客様がケガをしたため同日の製造分を回収した



出荷した農作物から基準値を超える農薬の残留が発見されたため
同時期の出荷品を回収した

支払限度額^{※1}を3つのコースから選べます。

ご契約を締結できる範囲

保障項目	支払限度額		
	3,000万円コース	5,000万円コース	1億円コース
施設賠償責任条項 + 生産物賠償責任条項 ^{※2}	3,000万円	5,000万円	1億円
保管物賠償責任条項	300万円	500万円	1,000万円
生産物回収費用保障条項 (生産物条項、残留農薬条項)	300万円 ^{※3}	300万円 ^{※3}	300万円 ^{※3}

共済掛金例(共済期間1年)

(2023年4月現在)

農地面積 ^{※4} 区分	支払限度額		
	3,000万円コース	5,000万円コース	1億円コース
0.5ha未満	5,760円	6,500円	8,050円
0.5ha以上 1ha未満	6,950円	7,850円	9,720円
1ha以上 2ha未満	8,390円	9,470円	11,730円
2ha以上 4ha未満	10,120円	11,430円	14,150円
4ha以上 20ha未満	18,610円	21,010円	26,010円
20ha以上 50ha未満	48,280円	54,520円	67,490円
50ha以上 100ha未満	75,210円	84,920円	105,130円

注意事項

【共済掛金の払込方法・払込経路】

共済掛金は、全額を一時払いにてお払込みください。また、共済掛金の払込経路は、口座振替扱い、持参扱いからお選びいただけます。

(注)自動継続時の共済掛金の払込経路は口座振替扱いに限ります。

【満期共済金・割りもどし金】

この共済には、満期共済金・割りもどし金はありません。

【解約と解約時の払いもどし金】

ご契約を解約される場合は、組合までお申出ください。なお、解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の共済期間のうちまだ到来していない期間に対応する共済掛金を払いもどし金としてお支払いする場合があります。詳細は組合までお問い合わせください。